

【諮問（個人）第122号】

22川情個第9号
平成22年4月13日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

保有個人情報の開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて
(答申)

平成21年3月19日付け20川区区第249号をもって川崎市長から諮問のありました保有個人情報の開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分は妥当ではなく、異議申立人に係る情報につき、異議申立人以外の者の住所、氏名、性別及び生年月日を除き、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成21年1月8日、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、以下のとおり保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「住民リスト表の請求者に係る部分」

及び「転記用紙の写しの請求者に係る部分」

(2) 実施機関は、本件請求に対し、同年1月22日付けで、

ア 転記用紙の写しの請求者に係る部分については、全部承諾処分

イ 以前閲覧に利用していた住民リスト表のうち請求者以外の者の住所、氏名、性別及び生年月日を除く一部承諾処分（条例第17条第3号該当）

ウ 現在閲覧に利用している住民リスト表の請求者に係る部分については、「川崎市個人情報保護条例第31条の規定により、他の法令等において開示することが定められているときは、川崎市個人情報保護条例に基づく開示は行わないとされているため。住民基本台帳法第11条及び11条の2において閲覧の定めがありますので、現在閲覧に利用している住民リスト表の開示は行いません。」として、拒否処分（以下「本件処分」という。）

を行った。

(3) 異議申立人は、同年1月27日付けで、本件処分に対し、「現在閲覧に利用している住民リスト表の請求者にかかる部分については、開示すべきである」との異議申立てを行った（当審査会諮問個人第122号）。

3 異議申立人の主張要旨

平成21年1月27日付け異議申立書、同年9月2日付け意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 異議申立人は、住民基本台帳法第11条の2の規定により、住民リスト表の自己の情報を閲覧できる可能性がある。

しかし、同法は閲覧を認めるに当たり、「次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出」及び「当該申出を相当と認めるとき」という2つの条件を備えることを必要とし、「次に掲げる活動」の具体的内容として「営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるもの」に該当しなければならないとしている。

また、閲覧をした者は一定の個人情報の公表がなされる。

住民基本台帳法の規定における上記各条件は、いずれも市町村長ないし閲覧希望者の側が満たせない場合において閲覧を実質的に不可能にさせるものであるから、条例第31条第1項ただし書における「当該他の法令等に一定の場合には開示しない旨の定めがあるとき」に明らかに該当する。

- (2) 条例第31条に定めのある「前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」としてあげられる写しの交付による開示の方法は、住民基本台帳法第11条の2に基づいてはすることができない。

従って、写しの交付を求める本件個人情報の開示請求において、条例第31条を適用したことは失当である。

4 実施機関の主張要旨

平成21年7月24日付け処分理由説明書、平成22年1月12日実施の処分理由説明聴取及び同年2月1日付け補充処分理由説明書によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 住民リスト表は、川崎市住民リスト表の閲覧に関する事務処理要綱（以下「事務処理要綱」という。）に定められた手続に従い閲覧の申出を行うことにより閲覧することができる。

このため、現在閲覧に利用している住民リスト表については、条例第31条において、他の法令等において開示することが定められているときは条例に基づく開示は行わないとされていることから、開示しないこととした。

- (2) 住民リスト表の閲覧を行わせる場合には、個人情報を適正に管理するため、当然必要な措置を講じるものであり、住民基本台帳法第11条の2、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条及び第3条並びに事務処理要綱において事務取扱を定めている。事務処理上、閲覧の申出を受け、利用目的が不当でないこと等を確認することは、当然に行われることであり、これをもって条例第31条第1項ただし書「当該他の法令等に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない」に該当するとはいえない。

また、住民リスト表は、事務処理要綱第11条第1項各号、例えば「請求事由又は利用目的が不当である場合又は不当な目的に使用されるおそれがある場合（第1号）」等に該当しなければ、閲覧が可能である。そもそも住民リスト表は、住民基本台帳の一部の写しであるから、住民基本台帳に記録されている住民本人が自己の情報を確認する場合は、住民基本台帳法第12条に基づく住民票の写し等の交付請求又は同法第11条の2に基づく住民リスト表の閲覧のいずれの方法によっても可能である。

したがって、現在閲覧に利用している住民リスト表の自己の個人情報は、条例第31条第1項本文に該当する。

- (3) 住民リスト表は、住民基本台帳法に基づき閲覧に利用するために作成されたものであり、写しの交付は認められていない。その開示方法は、閲覧の手続により行われるものとされている。

条例第31条第1項は、法が開示方法を限定したものをそれ以外の方法で開示させ

る趣旨ではないと考えられる。

したがって、写しの交付以外の開示方法である閲覧による開示は可能であるから、条例第30条第2項に規定する方法と同一の方法で開示されることになるので、条例第31条が適用され、本条例に基づく開示は行わないものである。

5 審査会の判断

(1) 条例第31条第1項本文該当性について

ア 実施機関は、本件請求に対し、現在閲覧に利用している住民リスト表の請求者に係る部分については、住民基本台帳法第11条の2の規定に基づく住民リスト表の閲覧又は同法第12条に基づく住民票の写し等の交付のいずれの方法も可能であることを理由に、条例第31条第1項本文「他の法令等により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」に当たるとして、開示を拒否した。

条例第30条第2項に規定する開示の方法とは、文書については閲覧又は写しの交付であるが、住民基本台帳法第11条の2による開示の方法は閲覧のみであって写しの交付を求めることはできないのであるから、条例第30条第2項に規定する方法と「同一の方法」とはいえない。本件において、異議申立人は、条例に基づき写しの交付を求めているが、住民基本台帳法第11条の2によるのでは写しの交付を受けることはできないのである。

しかも、条例に基づく保有個人情報開示手続の手数料は無料（条例第32条第1項）であるが、住民基本台帳法に基づく閲覧は有料であり、その点においても同一とはいえない。

イ この点、実施機関は、条例第31条第1項は、法が開示方法を限定したものをそれ以外の方法で開示させる趣旨ではないと主張する。

しかし、条例第31条第1項は、他の法令等により保有個人情報へのアクセスが条例と同一の条件の下で確保されているときには、別途、条例を並行して適用する必要はないため、条例に基づく開示を行わないとしているに過ぎない。保有個人情報の開示に関する各法令等はそれぞれその趣旨、目的及び手続を異にしているので、法令等の規定の趣旨等と条例に基づく開示に関する判断が相互に矛盾抵触するものでない限り、基本的には並行して適用されるものとみるべきである。

そして、住民基本台帳法第11条の2は、条例に基づく開示請求に対しても、閲覧の範囲を超えた開示方法を禁止する趣旨と解する特段の理由は見当たらない。また、実施機関が、以前閲覧に供していた住民リスト表については、請求者以外の者の個人情報を除き、異議申立人の開示請求に応じて写しを交付していることからしても、住民リスト表の写しを交付することについて妨げとなる実質的な理由はないものと認められる。

ウ さらに、実施機関は、住民票の写し等の交付による方法も可能であると主張するが、本件請求は住民リスト表に記載された自己の個人情報の開示を求めるものであり、住民リスト表と住民票とでは、いずれも住民基本台帳に基づき作成される文書

であるとはいえ別の文書であるから、住民票の写しの交付を受けても住民リスト表に記載された自己の個人情報の開示を受けたことにはならない。

エ したがって、住民基本台帳法第 11 条の 2 は、条例第 31 条第 1 項本文の「同一の方法で開示することとされている場合」には該当せず、条例第 31 条第 1 項本文を根拠に異議申立人の開示請求を拒否した本件処分は妥当ではない。

(2) 条例第 31 条第 1 項ただし書について

なお、閲覧の方法に限ってみれば、住民基本台帳法第 11 条の 2 による開示も可能であるが、その場合には条例第 31 条第 1 項ただし書の「当該他の法令等に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」に該当するかが問題となる。

まず、住民基本台帳法第 11 条の 2 の規定による閲覧は、同条第 1 項各号に規定する活動を行うために住民リストを閲覧することが必要である旨の申出をし、市町村長が当該申出を相当と認めるとき、閲覧させることができるものであり、これらの要件を満たさない場合には閲覧することができない。また、同法第 11 条及び第 11 条の 2 に基づく閲覧に関する事務取扱を定めた事務処理要綱にも、第 6 条に同旨の規定があり、さらに、第 11 条には、一定の事由に該当する場合には閲覧請求に応じないと定められている。

この点、実施機関は、利用目的が不当でないこと等を確認することは、当然に行われることであり、これをもって条例第 31 条第 1 項ただし書に該当するとはいえないと主張する。

しかし、条例では、第 17 条において、自己を本人とする保有個人情報の開示請求に対し、同条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、実施機関は当該保有個人情報を開示しなければならないと定められているのであり、住民基本台帳法第 11 条の 2 や事務処理要綱第 6 条の要件、さらには事務処理要綱第 11 条の事由に該当しないことは、条例に基づく保有個人情報開示のための要件ではない。

したがって、住民基本台帳法及び事務処理要綱の上記各規定は、条例第 31 条第 1 項ただし書の「一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」に当たるので、同項本文は適用されないものと解される。

(3) よって、異議申立人の保有個人情報開示請求に対し、実施機関が条例第 31 条を理由に拒否処分を行ったことは妥当ではなく、異議申立人に係る情報につき、条例第 17 条に基づき、同条第 3 号に該当する異議申立人以外の者の住所、氏名、性別及び生年月日を除き、開示すべきである。

以上の理由により、前記 1 に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青柳 幸一

委員 安達 和志

委員 小 坏 淳 子
委員 杉 原 麗